

計算書類に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
- (2)固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3)引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一年度末に在籍する職員に対し、福井県社会福祉事業者共済財団に支払った掛金の累計額
 - ・賞与引当金 一職員の賞与支給に備えるため、支給見込み額の当期負担分を計上している(12月～3月分)

3. 重要な会計方針の変更

重要事項なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人 福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
社会福祉法人 社会福祉協議会による福井県民間社会福祉施設職員退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1)法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
 - (2)事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
 - (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - (4)収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - (5)各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①ケアハウス会計 拠点区分
 - ア 法人本部 サービス区分
 - イ ケアハウス鯖江「つつじ苑」 サービス区分
 - ②グループホーム会計拠点区分
 - ア グループホーム つつじ サービス区分
 - ③地域密着型会計 拠点区分
 - ア 地域密着型介護老人福祉施設 つつじの家 サービス区分
 - イ 短期入所施設 サービス区分

計算書類に対する注記(法人全体)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	174,402,202			174,402,202
建物	404,086,822		27,628,225	376,458,597
合計	578,489,024		27,628,225	550,860,799

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

8. 担保に供している資産

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	174,402,202		174,402,202
建物	1,007,804,591	631,345,994	376,458,597
建物	2,090,000	1,900,935	189,065
構築物	33,621,209	30,798,659	2,822,550
機械及び装置	14,575,000	1,825,610	12,749,390
車輛運搬具	14,737,364	12,515,795	2,221,569
器具及び備品	39,925,779	33,193,364	6,732,415
有形リース資産	6,811,200	6,811,200	
合計	1,293,967,345	718,391,557	575,575,788

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収補助金	4,997,135		4,997,135
事業未収金	40,559,138		40,559,138
合計	45,556,273		45,556,273

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

12. 関連当事者との取引の内容

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし